

大阪市告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月17日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
梅 田 線	北 区梅田3丁目535番の3地から 同 区同 535番の3地まで	告 示 の 日
北 区 第 9 7 0 1 号 線	北 区梅田3丁目529番の4地から 同 区同 529番の4地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）